

平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、

「法人県民税（法人税割）」 「法人事業税」 「地方法人特別税」

の税率が改正となります。

1 地方法人課税の偏在是正について

地域間の税収の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人県民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税（国税）を創設し、その税収を地方交付税の原資にすることとされました。

また、消費税を含む抜本的改革が行われるまでの暫定措置とされている地方法人特別税においては、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い規模を縮小し、法人事業税に復元することとされました。

なお、制度設計にあたっては、法人が負担する税率改正後の税の合計額が、改正前の税の合計額を上回ることはないよう、配慮されています。

2 法人県民税法人税割の税率

区 分		税 率	
		平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社		5.8%	4.0%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	課税標準となる法人税額が年1千万円超の場合		
		課税標準となる法人税額が年1千万円以下の場合	5.0%

※ 均等割の税率の改正はありません。

3 法人事業税の税率

(1) 外形標準課税 **対象外** 法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 **以外の法人**）

法人の種類	所得等の区分		税 率		
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度※3	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	
普通法人 （株式会社等） 公益法人等 人格のない社団等	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	4%	5.1%
		軽減税率 不適用法人※1	年800万円を超える 所得及び清算所得※2	5.3%	6.7%
			所得及び清算所得※2		
特別法人 〔協同組合 信用金庫 医療法人 等〕	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
			年400万円を超える 所得及び清算所得※2	3.6%	4.6%
		軽減税率 不適用法人※1	所得及び清算所得※2		
電気・ガス供給業、 保険業を行う法人 【収入金課税法人】	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	

(2) 外形標準課税対象法人

法人の種類	所得等の区分		税 率		
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度※3	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	
普通法人 (株式会社等) ※資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 所得割 + 付加価値割 + 資本割 </div>	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%
			年400万円を超え年800万円以下の所得	2.2%	3.2%
		年800万円を超える所得及び清算所得※2	2.9%	4.3%	
	軽減税率不適用法人※1	所得及び清算所得※2			
	付加価値割	付加価値額 (報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益)	0.48%	0.48%	
資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%		

(注)

- ※1 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当します。
- ※2 平成22年10月1日以後に解散した場合、通常の所得に対する課税となります。
- ※3 平成20年9月30日までに開始する事業年度については、異なる税率が適用となります。

4 地方法人特別税の税率

法人の種類	課税標準	税 率	
		平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	法人事業税所得割額	81%	43.2%
外形標準課税対象法人		148%	67.4%
収入金額を課税標準とする法人	法人事業税収入割額	81%	43.2%

5 税率改正に伴う予定申告の経過措置

税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度の中間申告で予定申告を選択する場合は、次のとおり計算することとなります。

(1) 法人県民税法人税割

$$\text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{3.8}{\text{前事業年度の月数}}$$

(2) 法人事業税

$$\text{前事業年度の事業税額} \times \frac{7.5}{\text{前事業年度の月数}}$$

(3) 地方法人特別税

$$\text{前事業年度の地方法人特別税額} \times \frac{4}{\text{前事業年度の月数}}$$